

岡山市における児童虐待死亡事例
検証報告書

令和6年3月

岡山市児童福祉審議会
児童処遇専門分科会

報告書の利用や報道に当たっては、プライバシーに配慮した取扱いをお願いいたします。

目 次

I	検証について	
1	検証の目的	1
2	検証の方法	1
II	事例の概要等	
1	事例の概要	2
2	児童及び家族の状況	2
3	裁判における判決及び認定された事実	3
4	事例発生までの経過	4
5	関係機関の関与の状況	6
III	調査により明らかとなった事実と課題	
1	妊娠・出産に関する実母の対応	7
2	妊娠・出産に関する実父の対応	8
3	相談支援機関及び関係機関による子どもや家庭の心配な状況 のキャッチ	8
IV	再発防止に向けた提言	
1	「予期しない妊娠」等に関する相談窓口の整備及び周知啓発	10
2	命を大切にする性教育や幅広い年代を対象とした 啓発活動	10
3	「相談につながりにくい人たち」を相談につなげる 関係機関による連携	11

<参考資料>

- 1 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会委員名簿
- 2 検証会議の開催経過
- 3 岡山市児童福祉審議会条例

I 検証について

1 検証の目的

令和2年10月、岡山市で発生した嬰兒死亡事例について、本件は本市行政機関において母親の妊娠に関する情報はなく、関係機関の関与がないままに出産・死亡という結果に至ったものであるが、可能な範囲で事案発生までの事実関係を調査、把握した上で、発生原因等を分析し検証を行い、今後、同様の児童虐待事例の発生防止に向けて努めるべき必要な事項について提言を行う。

なお、本検証は、再発防止策を検討するためのものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではない。

2 検証の方法

岡山市では、児童虐待の防止等に関する法律第4条第5項に規定する重大な事例が発生した際は、岡山市児童福祉審議会に常設する児童処遇専門分科会において、再発防止に向けた検証を行うこととしており、当分科会において平成20年3月14日の厚生労働省局長通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に基づき検証を行った。

具体的には、関係機関等から事例に関する情報の提供を求めるとともに、公判終了を待って地方検察庁から判決文書入手し、情報の収集及び整理を行った。

その情報を基に事実関係を確認し、発生原因の分析を行うとともに、問題点や課題の把握と再発防止に向けた今後の方策について検討を行い、具体的な提言を取りまとめた報告書を作成した。

II 事例の概要等

1 事例の概要

令和2年10月20日午後9時頃、本市北区内の用水路で、嬰兒（以下、「本児」という。）が浮かんでいるのを通行人の女性が発見し、知人を通じて110番通報した。本児は同区内の病院に搬送されたが、約3時間後に死亡が確認された。

その後、実母が本児を死亡させたとして殺人の疑いで警察署に逮捕され、同署は23日、死亡解剖の結果、死因は溺死だったと発表、実母は「生んで間もない赤子を用水路に落として捨てた」と供述、同年11月11日に起訴された。

裁判では、実母側は「心神喪失状態にあった」と無実を主張して争い、令和4年3月25日に岡山地裁において懲役6年の実刑判決を受け控訴したが、同年8月24日に広島高裁岡山支部において控訴棄却となり、その後実刑が確定した。

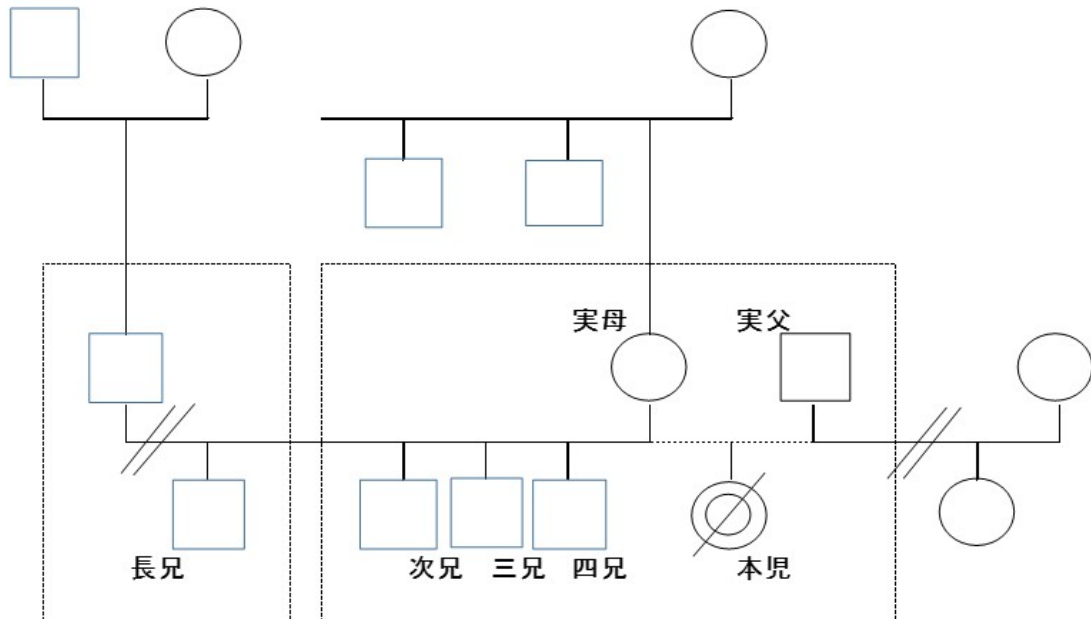
亡くなった本児の妊娠について妊娠届出は出されておらず、母子保健部門の関わりがないまま事例発生に至った。

また、本家庭については、過去に岡山市こども総合相談所（以下、「市児相」という。）において異父兄の育成相談で対応した相談歴があるのみで、他のきょうだいを含めて要保護児童対策地域協議会への登録歴はなかった。

2 児童及び家族の状況（※年齢等は本児死亡時）

実母	(35歳)	
実父（内縁）	(42歳)	事件後婚姻し兄3人を養子縁組
次兄	(10歳)	小学校4年生
三兄	(8歳)	小学校2年生
四兄	(5歳)	認定こども園
本児	(0歳0カ月)	

<ジェノグラム>



3 裁判における判決及び認定された事実

《判決》 殺人罪 懲役6年

《事実認定》

実母は、当時内縁関係にあった本児の実父（本件後に婚姻。以下、「実父」という。）から言われて避妊薬を服用していたところ、ギャンブル等で浪費するなどして生活費に窮し、避妊薬の服用をやめたが、実父にそのことを打ち明けると、実父から怒られ、暴力を振るわれるなどと考え、避妊薬を服用していないことを告げずに実父と性交渉を持っていたため実父との子を妊娠するに至ったが、実父に妊娠を打ち明けると、実父が別の女性のところに行ってしまうのではないかなどと考え、妊娠した事実をも隠そうとし続けた。そして、令和2年10月20日午後8時39分頃、実母は、陣痛に伴う痛みを感じて実母方から出て、岡山市北区内の遊園地において、本児を出産し、その頃から同日午後9時4分頃までの間に、これまで嘘をつき続けてきたことが実父に知られるのが怖い、赤ちゃんがいなければなかったことのできるなどと考え、殺意をもって、出産して間がない本児を同所西側用水路に落とし入れ、よって、同月21日午前零時6分頃、同市北区A病院において、本児を溺水により死亡させて殺害した。

4 事例発生までの経過

時 期		経 過
平成 18 年		実母が元夫（本児のきょうだいの実父）と婚姻
平成 19 年	2 月	実母が長兄を出産
平成 22 年	9 月	実母が次兄を出産
平成 23 年	5 月	実母と長兄、親戚が市児相に来所相談 幼稚園在園の長兄が「落ち着きがなく自閉症かもしれないので検査してほしい」との主訴。市児相は検査実施。
平成 24 年	1 月	実母と長兄が市児相来所 市児相は検査実施。実母が予約していた医療機関へ情報提供。
平成 24 年	6 月	実母が三兄を出産
平成 27 年	1 月	実母が四兄を出産
平成 30 年	8 月	実母が元夫と離婚（親権者は 4 人とも実母）
平成 30 年 末頃か 31 年初め頃		実母は、本児の実父である現夫（事件発生時は内縁関係）と知り合い、その後交際を開始し、同棲するようになった。
		実父は、元妻との間の子どもの関係から、実母と結婚せず、子どもうけないとして、実母に対して避妊薬（ピル）を服用するように求め、実母も了解した。
令和元年	7 月	実母から市児相に電話相談 お金の抜き取りや頻繁な嘘つき等を理由に、中学 1 年生の「長兄を施設に入れたい」との主訴。来所予約するも来所に至らず。
	1 1 月	実母から市児相に電話相談 お金の抜き取りから「長兄を施設に入れたい」との主訴。 市児相から面接の日程調整のため実母に電話するも通じなかった。
令和 2 年	2 月頃	長兄が実母方を出て、元夫と生活するようになった。 市児相は中学校から長兄の転校の連絡を受けた。

	時期不詳	実母は、生活費不足から避妊薬の服用をやめた が、実父に対して避妊薬を服用していないことを 告げないまま、実父と性交を続けた。
令和2年	3月か4月頃	実母は妊娠検査薬を使用して自身の妊娠を確認 したが、その後も、実父に対して妊娠したことを 告げず、産婦人科の受診もしなかった。
	8月頃	実父から、妊娠しているのではないかと指摘され たが、実母は否定した。
	9月から10 月	実母は、「赤ちゃん 置き去り その後」、「産み 捨てたらどうなる?」、「妊娠を言えず予定日が 近づく」、「赤ちゃん 捨てる 罪」「公園で出産」 などの単語で、インターネットで検索などしてい た。
	10月20日	実母は、妊娠中のおりものの臭いや色、出産予 定日の計算に関する検索をしていた。
	同日 午後8時39 分頃から午後 9時4分頃ま での間	実母は、自宅を出て、その頃から、自宅から数十 メートルの距離にある遊園地に移動し、公園の北 東側にあったベンチ付近で本児を出産した上、公 園の西側にある用水路に沿って設置された金網 フェンス越しに本児を落とし入れた。
	同日 午後9時8分 頃	実母はその後、自転車に乗って近隣のドラッグス トアに行き、ドラッグストアで会員証を提示する などして生理用品を購入してから、再び自転車で 自宅に戻った。
	同日 午後9時10 分頃	通行人が、用水路に浮かんでいる本児を発見し、 その後救急搬送された。
令和2年	10月21日 午前零時6分 頃	本児は、搬送先のA病院で溺死が確認された。

5 関係機関の関与の状況

<p>こども 総合 相談所</p>	<p>事案発生後、警察から市児相に本家庭の取扱いの有無について照会あり、市児相は本事案を認知した。</p> <p>実母逮捕後、同居男性（実父）がきょうだいを養育していたが、夜間放置があり、R2.11.4 同居のきょうだい全員を一時保護した。</p> <p>R2.12.1 きょうだいを児童養護施設に入所措置した。</p>
<p>北区中央 保健 センター</p>	<p>事案発生後、警察から北区中央保健センターに照会あり。</p> <p>今回の妊娠について妊娠届出はなかった。</p> <p>きょうだいの健診情報は特に問題なかった。</p>
<p>B認定 こども園</p>	<p>四兄（第4子）が通園していた。園長は実母が妊娠しているのではないかと思い、実母に確認したが、実母は否定していた。</p> <p>園では母子家庭と認識しており、同居男性（実父）の存在は、事件が発生して知った。持ち物、服装等はきちんとしており、送迎時の母子関係も良さそうであった。</p>
<p>C小学校</p>	<p>次兄（第2子）、三兄（第3子）が所属していた小学校は実母の妊娠について把握していなかった。同居男性（実父）とのやりとりがあり、その存在は把握していたが、実母ともども養育状況で心配な情報はあがってきていなかった。</p>

Ⅲ 調査により明らかとなった事実と課題

本事例は、妊娠・出産経験のある実母が妊娠した事実を積極的に隠そうとし、出産直後に嬰兒を死亡に至らしめた事案であり、行政機関が実母が本児を妊娠していることを把握していなかった以上、本事例の発生を防止することは困難であったとの指摘があった。

その結果、本事例の発生は予見しようもなく、行政・関係機関の関与を含めて「こうしていたら本事例の発生を防ぐことができた」という指摘は困難であるという認識のもと、本事例の発生を踏まえて、今後、本事例と同様の重大事例の発生を防ぐためには、どのような方策が望まれるかについて検討を行った。

ここでは、本事例において確認された事実とそれに対し同様事例の発生防止の観点から対応が望まれる課題について整理しておく。

1 妊娠・出産に関する実母の対応

<事実>

- 実母はギャンブル等で浪費するなどして生活費に窮したが、経済的な相談には及ばず、本児の実父から言われていた避妊薬の服用をやめ、実父にそのことを打ち明けると、実父から怒られ、暴力を振るわれるなどと考え、そのことを告げず妊娠に至った。
- 実父に妊娠を打ち明けると実父が別の女性のところに行ってしまうのではないかなどと考え、実父に確認されても実母は否定し妊娠を隠そうとし続けた。
- きょうだいを通園していた認定こども園の園長から妊娠について確認されたが、実母は否定していた。
- 実母は実父に妊娠の事実がばれることを恐れ、医療機関には受診せず、自分で妊娠検査薬を使用し妊娠を確認し、「赤ちゃん 置き去り・・・」「産み捨て・・・」などインターネット検索を行っていた。
- 自宅近くの公園で本児を出産し、これまで嘘をつき続けてきたことが実父に知られるのが怖い、赤ちゃんがいなければなかったことにできるなどと考え、実母は産まれたばかりの本児を用水路に落とし入れた。
- 実母は、公判過程において、軽度知的障害、自閉症スペクトラム障害（判決文のまま）があるとの鑑定を受けている。「犯行への直接的影響はない」が、「金銭管理、対人関係、勉強、状況理解が苦手で、人を信用できず、自己肯定感が低いといった人生経験や、困りごとがあっても相談することができない、問題を先送りにする、怒られるのが怖い、嘘をつくといった被告人の思考パターンにこれらの障害の影響がある」との鑑定人供述があった。

<課題>

- 確認された実母の行動からは、経済面や妊娠・出産に関して、家族・親族、関係機関等に相談しようとする意識は感じられない。その要因として、実母の障害特性が影響していることも考えられる。こうしたことから当事者に相談する意識がなかったり、相談できない状態にあるということを前提とした支援につなげる方策が求められる。
- 実母は妊娠の事実を周囲に隠しながら、インターネット検索により対処方法を探していたと思われる行為が確認されている。このことから、妊娠・出産に関するインターネット等で検索を行った場合に、相談窓口の案内など信頼度の高い情報につながるような工夫が必要ではないか。
- 本市においても、妊娠・出産に関する相談窓口に関して、啓発カード等による周知活動が実施されているが、匿名性の保持、具体的な対処方法がある旨の記載など記載する情報のあり方や啓発カードの配置場所の工夫などが求められる。

2 妊娠・出産に関する実父の対応

<事実>

- 本児の実父は、同人の元妻との間に未成年の子どもがいたことから、当面実母とは入籍せず子どもはつくらないとして、避妊について実母に避妊薬の服用をさせるという姿勢で性交渉を続け、実母の様子から妊娠を疑い実母に確認はしたものの否定され、それ以上の行動はとらなかった。

<課題>

- 「予期しない妊娠」等による様々なリスクを女性が一方的に負わざるを得ない傾向があることから、「予期しない妊娠」等を防ぐために、妊娠・出産に関して命の大切さとともに男性の責任について周知し、男性の意識改革を求める幅広い性教育の取り組みが必要ではないか。あわせて、相手を尊重すること、性的な行為に関するリスクに対処する具体的方法も含めた学校等における性教育や幅広い年代への啓発活動が必要ではないか。

3 相談支援機関及び関係機関による子どもや家庭の心配な状況のキャッチ

<事実>

- 市児相において、異父長兄について、就学前と中学校入学後に育成相談を受けた経過があったが、通常の検査及び助言的対応で終わっており、実母や本家庭

の要支援性につながる課題は把握されていなかった。特に、長兄の中学入学後に相談があった時期は、実父が同居していた。しかし、実母が妊娠検査薬で妊娠を確認した時期の少し前には、既に異父長兄は母の元夫（異父長兄の実父）の家に転居し、父子二人での生活を始めており、実母からの相談はなくなり、家庭内の課題は把握されなかった。

- 異父四兄が通園していた認定こども園の園長は、実母が妊娠しているのではないかと思い、実母に確認したが、否定されたため、それ以上は確認できなかった。園では母子家庭と認識しており、実父の存在は把握されておらず、母子関係は良さそうであり、養育上の問題は感じていなかった。
- きょうだいが通学していた小学校において、実父とのやりとりがあり、実父の存在は把握していたが、養育状況で心配な話はあがっていなかった。

<課題>

- 市児相等子ども家庭福祉に関わる相談支援機関は、子どもの問題の背景にある家庭の状況を常に意識しながら相談対応することが望まれる。
- 子どもたちが長い時間を過ごす学校園等の子どもの居場所においては、子どもや保護者から心配事を相談しやすい関係性の構築に普段から努めることが望まれる。
- 当事者自ら相談することが難しい状況にある場合、学校園、職場、友人、近隣知人など周囲の気づきが重要であり、そうした人や場所での気づきが行政等の相談支援機関につながる仕組みが求められる。

IV 再発防止に向けた提言

本事例について、その発生を防ぐことは困難であったが、相談する意識が低かった実母のような人たちを念頭に、妊娠・出産に関する相談窓口の整備・周知とともに支援制度や具体的対処方法等周知する内容についての工夫、命の大切さを第一に男性の責任も伝える性教育や啓発活動の必要性、相談支援機関や関係機関がいかに接点を持ち相談につながられるか、方法や仕組みのあり方等を、対応が望まれる課題として指摘した。

国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果について」（第18次報告）の地方自治体への提言においても、「妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化」として、「自ら発信することが苦手だったり、SOSを発信する手立てを思いつかなかつたりする当事者や、支援を受けることに拒否的または迷いを感じる当事者」に対し、支援を届けることが必要とされた。

こうした当事者、言うならば「相談につながりにくい人たち」の存在を踏まえて、同様の事例の発生を防止するため、以下のとおり提言する。

1 「予期しない妊娠」等に関する相談窓口の整備及び周知啓発

- (1) 「予期しない妊娠」等、とりわけ「育てられない子どもの妊娠」に対し、誰もが相談しやすい窓口を整備し周知すること。
- (2) 「相談につながりにくい人たち」にも相談窓口・支援制度の情報が届くように、周知啓発の方法や内容を工夫すること。例えば、啓発カードについて、具体的な対処が可能な旨の記載や配置場所の工夫などを行うこと。

2 命を大切にす性教育や幅広い年代を対象とした啓発活動

- (1) 「予期しない妊娠」「育てられない子どもの妊娠」を防ぐために、妊娠・出産に関して命の大切さや男性の責任を周知するとともに、「予期しない妊娠」等をした際の具体的な対処方法、出産が与える心身への影響、子育ての大変さや支援制度などの情報を含めた性教育の学校教育における実施の環境整備や幅広い年代を対象とした性行動に関する啓発活動に国として取り組むこと。

- (2) 本市においても、小学校から高等学校までの発達段階に応じて、思春期における生殖機能の発達に伴い、異性の尊重など性に関する適切な態度や行動選択の必要性、自他の健康への責任感を理解することができるよう、引き続き性に関する指導を実施すること。また、保健部門と教育委員会との連携による外部講師の活用を通じて、自他を大切にすよりよい人間関係のあり方などを効果的に学ぶ授業の実施に取り組むこと。
- (3) 前記性教育及び啓発活動においては、特に男性における、妊娠出産の重大さ、親としての責任及び適切な避妊方法等についての理解に留意して実施すること。

3 「相談につながりにくい人たち」を相談につなげる関係機関による連携

- (1) 子ども家庭福祉の相談支援機関は、支援対象となる子どもや家庭の様々な課題をキャッチできるように、質量ともに組織的強化に努めること。
- (2) 子どもの所属機関は、子どもや保護者との関わりを通して、家庭の心配事のキャッチに努める姿勢が望まれる。そのために家庭支援の視点の強化に努めるとともに市の各種相談機関との連携に繋げること。
- (3) 市は、各種相談窓口の周知とともに、要保護児童対策地域協議会や関係機関間の連絡会議等を活用し、関係機関が日頃から情報共有を行い、所属機関等による地域の気づきを行政の相談支援機関につなげる連携の構築に努めること。

<参考資料>

1 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会委員名簿

職名	氏名	所属
会長	中島 洋子	まな星クリニック院長
副会長	中原 隆志	中原隆志法律事務所弁護士
委員	日下 紀子	ノートルダム清心女子大学人間生活学部児童学科准教授
委員	東條 光彦	岡山大学大学院社会文化科学研究科教授
委員	直島 克樹	川崎医療福祉大学医療福祉学部医療福祉学科講師

2 検証会議の開催経過

第1回 令和5年8月31日 (1) 検証の目的について
(2) 事例の概要について
(3) 今後の進め方について
(4) 課題及び再発防止策の検討

第2回 令和5年11月22日 (1) 論点の整理と再発防止策の提言について
(2) 検証報告書骨子案について

岡山市児童福祉審議会条例

平成 26 年 7 月 1 日
市 条 例 第 104 号

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。)第 25 条の規定に基づく児童福祉及び幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として、岡山市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 児童福祉法第 8 条第 1 項から第 3 項までに規定する事項
- (2) 児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 29 条に規定する事項
- (3) 認定こども園法第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項に規定する事項
- (4) その他児童福祉に関する事項として市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時の委員(以下「臨時委員」という。)を置くことができる。

(委員)

第 4 条 審議会の委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、3 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 3 臨時委員は、特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。
 - 4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第 5 条 審議会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 審議会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び臨時委員（当該会議の議事に係る臨時委員に限る。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門分科会)

第7条 審議会に、専門的な事項を調査審議するため、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 児童処遇専門分科会

(2) 里親専門分科会

2 審議会は、前項に定めるもののほか、特に専門的な事項の調査審議を行う必要がある場合は、専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会に属する委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に、専門分科会長を置き、委員長が指名する。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を総理する。

6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会長が指名する委員がその職務を代理する。

7 審議会は、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

8 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長又は専門分科会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合は、非公開とすることができる。

2 専門分科会の会議は、非公開とする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、議事運営に関して必要な事項は、審議会に諮って委員長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号の規定は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前における第 1 条の規定の適用については、同条中「及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 25 条の規定」とあるのは「の規定」と、「及び幼保連携型認定こども園に関する」とあるのは「に関する」とする。

（準備行為）

- 3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第 9 条の規定に基づいて同法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項については、第 2 条第 3 号の規定の施行の日前においても、この条例の規定の例により、審議会において調査審議を行うことができる。

（任期の特例）

- 4 この条例の施行の日以後、最初に委嘱される審議会の委員の任期は、第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 27 年 3 月 31 日までとする。

岡山市における児童虐待死亡事例検証報告書

令和6年3月発行

発行 岡山市児童福祉審議会児童処遇専門分科会
事務局

岡山市岡山っ子育成局子育て支援部こども企画総務課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

TEL 086(803)1220 FAX 086(225)4441

E-mail kodomokikaku@city.okayama.lg.jp